

# ステップ4に関する金融機関代表者の意見、聴取

ASBJ・金融商品専門委

去る6月25日、企業会計基準委員会は、第221回金融商品専門委員会を開催した。主な審議内容は次のとおり。

## 金融資産の減損

第218回専門委員会（2024年6月10日号（No.1712）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）に関する検討が行われた。

今回は、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者（全国地方銀行協会、第二地方銀行協会）より、これまで審議されてきた次の事務局提案に関する見解や意見の説明が行われた。

(1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（SICR）次のような意見が聞かれた。

- ・正常先に区分される債務者に対する債権等のSICRの判定は、アプローチ2（一律にSICRが生じていたとみなす）が地域金融機関実務とより整合的である。アプローチ1（正常先を3つに区分）が実質的にアプローチ2を内包するものであるならば、アプローチ1も現行実務に配慮したものと理解している。
- ・「その他要注意先」以下でも債務者単位でのアプローチを許容してほしい。
- ・「1-3年ルール」(正常先債権、一般要注意先債権は1年、要管理先債権は3年分の貸倒損失額をベースに算定する)のような簡便的な枠組みも必要ではないか。

(2) 債券に対する引当金の計上 次のような意見が聞かれた。

- ・分類・測定の議論が行われていないなかで、満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類される債券を引当金の計上対象に決定するのは、時期尚早である。

(3) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重 次のような意見が聞かれた。

- ・将来予想シナリオのみを考慮することを認める方向に賛成である。
- ・多くの銀行が保有する「貸倒実績率」を活用した具体的な引当金算出方法、合理的な将来予測モデルが構築できない場合の将来予測の考慮方法の検討・提示をしてほしい。

(4) その他 次のような意見が聞かれた。

- ・今後の引当金の算定の議論において、簡便な引当金算定の観点から、貸倒実績率の活用方法を検討してほしい。

\*

専門委員からは「正常先のSICRは、アプローチ1でも必ず3区分とするのではなく、区分を企業の判断に委ねるのが適当」、「貸倒実績率を利用できるかについて、論点などを整理したほうが良い」等の意見が聞かれた。

## 金融 サステナビリティ開示基準、義務的開示の優先へ

金融審議会サステナ情報開示保証WG

去る6月28日、金融庁は第3回金融審議会サステナビリティ情報開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長：神作裕之・学習院大学大学院法務研究科教授）（以下、「WG」という）を開催した。

### サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期

プライム市場上場企業へのサステナビリティ開示基準の適用

- ① 時価総額3兆円以上の企業は、2027年3月期より義務化
- ② 時価総額1兆円以上の企業は、2028年3月期より義務化

③ 時価総額5,000億円以上の企業は、2029年3月期より義務化

※前記①～③の義務化初年度は二段階開示（後述）を可能とし、2年目より同時開示（保証付き）。

・プライム全企業を対象に2033年に適用義務化

委員からは、保証との同時開示よりも早期の義務的開示を優先する方針に賛意が聞かれた一方、プライム全企業への適用に関しても具体的な年月を提示すべきという意見も聞かれた。

### 二段階開示、同時開示の方法

ISSB基準において、報告初年度は二段階開示が認められていることから、わが国においても法定適用の初年度は、有報で一段階目の開示を行い、その後、有報の訂正または半期報告書により、サステナビリティ開示基準に準拠するために必要な事項を追加開示する二段階開示を容認し、2年目以降は同時開示とする方針を示した。

また、実務負担を考慮し、制度保証を受けて有報にすべて記載する場合（同時開示）には、提出期限を事業年度終了後3か月から4か月に延長することを

検討してはどうかと提案した。

委員からは、二段階開示についておおむね賛同の意見が聞かれたものの、同時開示する場合に提出期限を延長する案には、「それに伴う諸問題を検証すべき」と慎重な声が聞かれた。

### 海外に向けた情報開示の本邦での開示情報

事務局は、欧州CSRD等の海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を海外に向けて行った場合には、日本の投資家に対しても確実に情報提供されることを確保することが重要であるため、臨時報告書による提出を求めることを提案した。委員からは賛意も聞かれた。

が、「有報でサステナビリティ開示を行っているのにもかかわらず、海外の別の基準に則って開示した場合には日本でも開示を求めるのは過度な要求では」と反対する意見も聞かれた。

### 保証制度の導入における論点

事務局は保証制度を導入するにあたって、サステナビリティ保証の範囲や水準、保証業務の担い手等について意見を求めた。委員からは、担い手について「公認会計士以外も含めるべき」という意見が多く聞かれたが、公認会計士以外が担うことで「開示に時間がかかったり保証の範囲が狭まったりしてはいけない」との声が聞かれた。

## 金融

# 設備投資の強さと国内需要の弱さを示す6月短観

日銀は7月1日、6月分の全国企業短期経済観測調査(短観)を発表した。大企業製造業の業況判断指数は、前回3月のプラス11から2ポイント改善してプラス13だった。また先行きはプラス14で、目先は安定した見方となっている。

設備投資額の2024年度計画は、全産業での投資額が20

ドル、対ユーロともに、前回の

## 会計・監査・開示 来し方行く末

# 上場企業に対する規制等②-7 金融商品取引法(開示規制⑥)

公認会計士  
市川 育義

資本市場に向けて発信される情報としては、企業側だけでなく、大量の株式の買付けを行うとする投資家側における開示も義務化されている。

### (1) 公開買付制度

公開買付制度は、会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引の「透明性・公正性」を確保する観点から、そのような証券取引について公開買付け(TOB)を強制し、①事前の情報開示と②株主の平等取扱いを求める制度である。

具体的には、市場外において、株式の大量の買付けを行うおとす買付者に対して、買付期間・数量・価格などの開示を義務づけることにより、買収対象会社の株主に対して公平な売却の機会を確保するものである。

### 株式の大量の買付けは、原則として買付け後の所有割合が5%を超える場合とされている。

ただし、著しく少数の者(60日間で10名以下)からの市場外での買付けの場合には、買付け後の所有割合が3分の1超となるときは、公開買付けを行わなければならないとされている。

### (2) 大量保有報告制度

大量保有報告制度は、株券等

(上場株式など)の大量保有に係る情報が「経営に対する影響力」や「市場における需給」の観点から重要な情報であることから、当該情報を投資者に迅速に提供することにより、市場の透明性・公平性を高め、投資者保護を図ることを目的として、株券等の大量保有者に対して一定の開示を求める制度である。

株券等の保有割合が5%超となった者(大量保有者)は、その日から5営業日以内に、大量保有報告書を提出しなければならないとともに、その後、保有割合が1%以上増減した場合に、5営業日以内に変更報告書を提出しなければならないとされている。

ただし、日常の営業活動等として反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等については、事前に届け出た「月2回の基準日」において、「大量保有報告書」・「変更報告書」の提出義務を判断し、当該基準日から5営業日以内に報告書を提出すれば足りることとされている(特例報告制度)。

### (3) 改正事項

2023年12月に取りまとめられた金融審議会一公開買付制

度・大量保有報告制度等ワーキンググループ(WG)の報告等を踏まえた改正金融商品取引法が、2024年5月22日に公布された。公開買付制度については、市場内取引を通じて会社支配権に重大な影響を与える場合も適用対象とすることや、会社支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を「議決権の3分の1」から「議決権の30%」に引き下げること等の改正が行われている。

また、近年、パッシブ投資の増加、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり、協働イノベーションの広がりといった環境変化を踏まえ、大量保有報告制度については、パッシブ投資家が企業と深度ある対話を実施できるよう、特例報告利用要件の緩和(「共同保有者」の範囲の明確化)が行われている。

なお、WGにおいては、実質株主の透明性を確保するため、機関投資家は発行会社から株式の保有状況について質問された場合にはこれに回答すべきことについて法制度上義務づけることが検討されている。この点は、大株主等の開示情報の充実にもつながる事項として今後の動向が大いに注目される。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年6月25日	企業情報開示のあり方に関する懇談会 課題と今後の方向性(中間報告)	経済産業省	日本企業の情報開示について、投資家等の特性に応じた開示の検討を含め、企業・投資家等の双方にとって効率的かつ効果的な開示のあり方を検討することが必要との問題意識を踏まえ、主に、開示体系とサステナビリティ情報を含めた企業価値向上に資する情報開示という2つの観点から、日本企業の情報開示の課題と将来の方向性についての議論の結果をまとめたもの。 <a href="https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240625001/20240625001.html">https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240625001/20240625001.html</a>	—
2024年6月26日	持続的な企業価値向上に関する懇談会(座長としての中間報告)	経済産業省	2014年の伊藤レポート公表以降、企業価値向上に向けたさまざまな取組みが行われてきたが、日本企業全体として十分なパフォーマンスが上げられなかったことを踏まえ、伊藤レポート公表後の各課題の進捗状況や取組みが進まなかった要因を分析し、8つの課題認識と議論の結果をまとめたもの。 <a href="https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240626001/20240626002.html">https://www.meti.go.jp/press/2024/06/20240626001/20240626002.html</a>	—
2024年6月28日	公開買付けの開示に関する留意事項について(公開買付開示ガイドライン)(案)	金融庁	発行者以外の者による株券等の公開買付けに係る開示書類の審査を行う関東財務局に対して審査にあたっての留意事項を示すとともに、法令上記載が求められる開示事項等について考え方を示すことを目的として策定するもの。コメント期限は7月29日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240628-3/20240628.html">https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240628-3/20240628.html</a>	—
2024年7月1日	移管指針「移管指針の適用」等	ASBJ	日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち、会計に関する指針のみを扱う実務指針等をASBJに移管するもの。「移管指針の適用」のほか、移管指針1号～14号の個別移管指針も公表されている。これを受けて、同日、日本公認会計士協会からは、移管した実務指針等の廃止が公表されている。 <a href="https://www.asb-jjp.jp/ikan/y/2024/2024-0701.html">https://www.asb-jjp.jp/ikan/y/2024/2024-0701.html</a>	—

3月調査に比べて3円程度、円安に修正されている。これが、大企業製造業が3カ月で大幅に改善したものの、非製造業はそれほど変化がなかった理由になったと考えられる。

大企業非製造業の業況判断指数は、3月のプラス34から33にわずかに低下しており、先行きもプラス27へ6ポイント悪化し、悲観的な見通しが示されている。特に電気・ガスや物品賃貸業では、大きな変動がみられ、これが全体の指数を押し下げる要因となっている。一方で、対個人サービス業などでは、若干の改善がみられるが、依然として不透明な状況が続いている。特に国内需要の弱さが顕著であり、今後の経済回復の鍵となるだろう。

今後の物価見通しについては、輸入品価格の上昇やエネルギー価格の変動が影響し、引き続き上昇傾向が続くと予想される。これにより、消費者物価指数(CPI)の上昇が見込まれるため、家計の負担が増加する可能性がある。景気見通しに関しては、円安が輸出企業にとってプラスに働く一方で、内需の弱さや雇用過剰感が景気回復の妨げとなる可能性がある。

これらの状況を踏まえると、

日銀の政策は目先の利上げには慎重なスタンスを維持する可能性が高い。

## 証 券 為替相場と日本株価の微妙な関係

6月末頃から円相場は1ドル＝160円台に乗った。37年振りの安値だという。急激な円安は輸入物価の上昇をもたらすし、消費者、中小企業などの苦境が一段と強調されそうな社会的雰囲気である。一方、日経平均株価は円相場の大台突破と同時に2カ月ほど持続した39,000円の壁を突破し、さらに上値を追うような勢いをみせている。

円安が急激に進むと、日銀の為替市場への介入が警戒されるようになり、介入による円高反転の影響から株安シナリオが描かれそうだが、今回はまったく別の展開になっているといえる。

これは、株式市場が市場介入なし、介入があっても状況にさしたる変化なし、などと考えていることを示しているのではないのか。

日経平均の動きをリードしたのは、大型優良株、銀行株などで、現在、上昇機運にある米株式市場のような半導体、ネット大手株などではなかった。銀行株の上昇は、これから利上げあり、とみて金利上昇で潤う大手銀行株を選んだものと思われる。ところで、現在の日本株式市場の主役、海外投資家に注目すると、今年第1四半期に日経平均34年振りの史上最高値更新を主導したのは、海外投資家の買いであったが、5月末頃から日本株の売越しに転じ、1カ月も続いている。それと並行するように円安が進行していった。つまり、海外投資家は円安を見越して、日本株投資を回避する行動に出たと考えられる。海外投資家にとって、円安は日本株投資のパフォーマンス悪化を意味する。

為替相場と株価の変動に関しては、海外投資家と国内投資家の利害は一致しない。現在の円安状況では海外投資家は日本株を買おうとしないのではなからうか。そのため、海外投資家を呼び込んで、日本株のさらなる上昇を期待するのであれば、円相場のピークアウトが求められるだろう。